

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 南房総市 (都道府県: 千葉県)
本事業の担当部局名 総務部企画財政課企画政策係

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	南房総市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000			円				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 南房総市では、人口の将来展望をまとめた「南房総市人口ビジョン」を踏まえ、平成27年度に「第1期南房総市総合戦略」を策定し、「子育て世代の増加」を中心的なコンセプトに、令和2年度策定の「第2期南房総市総合戦略」においても踏襲し、推進してきた。しかしながら、出生数は平成26年度の208人から令和4年度には98人と半数以下に減少するなど、少子化は着実に進行している危機的な状況である。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 「第2期南房総市総合戦略」においては、人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代の人口の厚みを回復しながら出生率の向上を図ることが不可欠であり、「子育て世代の増加」を中心的なコンセプトとして、①安心して子どもを産み育てられる環境をつくる ②若者に魅力ある仕事をつくる ③新しい人の流れをつくる ④時代に合った地域をつくること4点を基本的な目標とし、事業に取り組んでいる。さらに当年度は、昨年度庁内に組織した「少子化・人口減少対策会議」の取り組みを強化し、庁内全体の危機意識向上を図り、より効果的な対策を検討する。 <本個別事業の位置付け> 上記基本目標の① 現在課題となっている出生率の低下に歯止めをかけ、出生率の向上を図る取組及び、③ 若者・子育て世代の流出に歯止めをかけ、定住を促進するための取組に位置づけられる。本事業は、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うことで、子どもを産み育てやすい環境を整えるものである。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐ 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐ 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐ 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐ 自治体独自基準の場合				
	【対象費目】							
	☒	家賃	☐	住宅購入費用	☒	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 ☒ 有								
※(注)3	【その他独自要件】							
申請日より3年以上継続して南房総市に居住する意思があること。交付申請の時点において、同一年度に南房総市住宅取得奨励金交付要綱及び南房総市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱による交付決定を受けていないこと。新婚世帯の全員に市税等の滞納がないこと。								

2. 申請見込

①新規世帯見込

	9	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	5
	その他	4

②継続世帯見込

1	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

・29歳以下申請見込:13世帯＝①58件×②25.0%×④88.4%
 ・上記以外申請見込: 8世帯＝①58件×③20.8%×⑤66.4%
 ①「令和4年度人口動態統計」直近年度の南房総市年間婚姻件数58件
 ②令和5年南房総市民で結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合25.0%
 ③令和5年南房総市民で結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合45.8%のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合:45.8%－②25.0%＝20.8%
 ④「令和4年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
 29歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合88.4%
 ⑤「令和4年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
 30歳以上39歳以下世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合66.4%
 ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下5世帯、それ以外4世帯とする。
 新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。
 29歳以下:5世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)＝3,000千円
 上記以外:4世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)＝1,200千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	3	世帯
～12月(実績)	1	世帯
1月～3月(見込)	2	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	5	世帯	×	600,000	円	=	3,000,000	円
(その他)	4	世帯	×	300,000	円	=	1,200,000	円
				(継続補助)			300,000	円
				合計			4,500,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市ホームページ及び移住・定住サイトに掲載、広報紙に掲載、市公式SNSでの発信
 チラシの配布(市役所(本庁・支所)窓口:20部×7箇所、ふるさと回帰支援センター20部、不動産業者20部等)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率			1.66 (令和6年)	1.13 (令和4年)
	婚活支援事業への参加者数(5年間累計)		人	800 (令和6年)	77 (平成30年)
	子育てアンケート満足度		%	63.0 (令和6年)	52.9 (平成30年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.13 (令和4年)	
	婚姻件数		件	58 (令和4年)	
	婚姻率			1.7 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	30 (令和5年実施中)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	0 (令和5年実施中)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	0 (令和5年実施中)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県ホームページへの掲載及び千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、事業の周知を図る。 総合的な結婚支援に取り組む千葉県が実施する結婚支援及び機運醸成事業に協働して取り組む。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者にチラシを配布して周知を図る。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえてKPIを設定すること。